

“飼い主のいない猫（野良猫）の

繁殖抑制のため手術費を補助します”

「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金」

この補助金は、動物愛護法の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖の抑制並びにこれらの猫による生活環境に対する被害及び迷惑の未然防止を図ることを目的として、飼い主のいない猫に不妊又は去勢の手術（以下、「手術」と表記）を実施した場合に、手術に要する費用を予算の範囲内において補助するものです。

詳しくは下記の「補助金の概要」、「申請から交付までの流れ」をお読みください。

補助金の概要

募集内容	飼い主のいない猫への手術を実施し費用を負担された方に、手術費補助金（全額補助対象としますが、100円未満は切り捨てとなります。）を交付します。 ※申請は手術後60日以内とします。 ※手術済を判別するため耳のV字カットは必須とします。 ※予算の範囲内での補助金交付となります。
不妊・去勢手術補助の対象（条件）	<ul style="list-style-type: none">○ 飼い主のいない猫への手術費用を負担したものであること。○ 鬼北町に住所を有する者又は所在する団体であること。○ 動物取扱業を営むものに該当しないこと。○ 手術後は、自ら飼養し、又は保護した場所に戻したものであること。○ 鬼北町の町税・各保険料・各使用（利用）料等を滞納していない世帯に属していること。
受付開始	毎年4月1日から
応募方法	鬼北町役場環境保全課に「補助金交付申請書」、「誓約書」を用意しておりますので、お持ち帰りいただき、必要事項を記入し環境保全課へ提出してください。 申請書はホームページからダウンロードできますのでご活用ください。 ※申請書類の郵送での受付は行いません。
提出書類	補助金交付申請書（様式第1号） 誓約書（様式第2号） …… 手術し、補助金交付を申請する時 補助金交付請求書（様式第5号） …… 補助金交付決定後に補助金を請求する時

申請から交付までの流れ (ステップ①～③)

申請書の提出 ステップ①

鬼北町役場環境保全課にて「補助金交付申請書」、「誓約書」を受け取ってください。

ホームページからダウンロードし、申請することも可能です。

手術後、申請書の獣医師記入欄に必要事項を記入してもらい、申請者記入欄の必要事項の記入が完了したら、誓約書、手術費用の領収書の写し、対象となる猫の写真（全体写真とV字カットが判別できる拡大写真の2種類）を添付し、環境保全課まで提出してください。

申請書の提出は手術後60日以内となります。なお、郵送での申請は受け付けできませんのでご注意ください。

交付・不交付の決定 ステップ②

申請書提出後、税金・料金等に未納が無いかなどの確認を行います。

交付すると判断した場合は、後日郵送にて「補助金交付決定通知書」を送付致します。

交付しないと判断した場合は、後日郵送にて「補助金不交付決定通知書」を送付致します。不交付理由を記載しておりますのでご確認ください。

補助金の請求・振込 ステップ③

補助金交付決定通知書が届いた後は、30日以内に同封されている「補助金交付請求書」に補助金の振込先等を記載し、環境保全課まで提出してください。（郵送での請求はできません。）

補助金交付請求書を確認後、指定の口座へ補助金をお振り込み致します。